

学校指導課  
学力向上担当  
内線5579  
直通225-1826

平成31年度「石川県基礎学力調査」及び「全国学力・学習状況調査」の実施について

## I 石川県基礎学力調査

1 実施日 平成31年4月17日(水)

### 2 調査の目的

児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能や活用力の定着状況、及び学習・生活状況について把握・分析し、学校における児童生徒への指導の改善を図る。併せて、教員の指導状況等を把握し、指導法の改善に役立てる。

### 3 教科に関する調査対象学年等

小学校4年	全児童	(約10,000名)	201校
小学校6年	全児童	(約10,000名)	202校
中学校3年	全生徒	(約10,000名)	84校

※ 全公立小・中学校、義務教育学校における上記の学年の全児童生徒を対象に調査する。ただし、調査の集計・分析については、各学校対象学年から無作為に1学級ずつを抽出して行う。

### 4 質問紙調査対象学年等

小学校4年	抽出児童	(約5,000名)
小学校6年	抽出児童	(約5,000名)
中学校3年	抽出生徒	(約3,000名)
教員	抽出	(約2,000名)

※ 児童生徒質問紙調査は、学習に対する意識や家庭学習、生活習慣などの状況に関する内容について、教科に関する調査における集計・分析の抽出学級(各学校対象学年1学級)の児童生徒を対象に調査する。

※ 教員質問紙調査は、授業における指導状況等に関する内容について、抽出した小・中学校、義務教育学校における教員を対象に調査する。

### 5 対象教科等

小学校4年	国語・算数・質問紙調査
小学校6年	社会・理科・質問紙調査
中学校3年	社会・理科・質問紙調査
教員	質問紙調査

### 6 その他

(1) 取材方法等  
別紙のとおり

(2) 調査問題については、希望があれば、4月19日(金)15:00以降に学校指導課にて資料提供

## II 全国学力・学習状況調査

- 1 実施日 平成31年4月18日(木)
- 2 調査の目的
  - (1) 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
  - (2) 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
  - (3) そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- 3 調査方式  
悉皆調査
- 4 調査対象学年等

小学校6年	全児童	(約10,000名)	203校(特別支援学校2校含む)
中学校3年	全生徒	(約10,000名)	87校(特別支援学校4校含む)
- 5 調査内容
  - (1) 児童生徒に対する調査
    - ・教科に関する調査  
小学校6年 国語・算数、中学校3年 国語・数学・英語  
知識・活用を一体的に問う調査問題
    - ・学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査
  - (2) 学校に対する調査  
指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査
- 6 その他  
取材方法等については、別紙のとおり

平成31年度「石川県基礎学力調査」及び「全国学力・学習状況調査」における取材について

※ 取材の希望がある場合は、県教委学校指導課にて割り振りなどの調整を行うので、4月12日（金）17：00までに、担当まで連絡願います。

1 取材できる学校は以下のとおりとする。

- (1) 小学校
- 金沢市立中央小学校  
金沢市長町1-10-35 TEL (076) 262-8560
  - 金沢市立諸江町小学校  
金沢市北安江2-25-1 TEL (076) 231-7389
- (2) 中学校
- 金沢市立高岡中学校  
金沢市新神田1-10-1 TEL (076) 291-3177
  - 金沢市立鳴和中学校  
金沢市鳴和2-10-60 TEL (076) 252-5228

2 取材に当たっての留意事項

- (1) 事前（15日（月）以降）に校長の了解を得、校長の指示に基づき取材すること。
- (2) 教室での撮影は、
- ・問題用紙配付時までとし、調査実施中は行わないこと。英語「話すこと」調査に関しては、ヘッドセット着用時までとし、調査実施中は行わないこと。（撮影の開始時刻については、15日（月）以降に、取材する学校に問い合わせること。）
  - ・教室後方のみからの撮影とし、個人が特定できないよう、撮影すること。  
（教室内の掲示物の撮影にも配慮し、児童生徒の氏名が記載された資料や持ち物、特徴的な所有物等の撮影は行わないこと。）  
（教員の顔を大きく写したり、名札を写したりしないこと。）
  - ・学校名や個人名が特定されないよう、撮影すること。
  - ・問題用紙の内容や番号等が記入された解答（回答）用紙を撮影しないこと。（問題用紙の表紙や未記入の解答（回答）用紙は、撮影してもよい。）
- (3) 調査実施への影響を考慮し、調査を実施中の児童生徒及び校長・教員に対する取材については行わないこと。
- (4) 報道に当たっては、個人が特定されないよう配慮すること。